

知識は  
かなり

# My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

## ごあいさつ

ようやく桜のつぼみもほころびはじめ、もうすぐ桜も見頃を迎えます。

ただ、今年は、東北関東大震災の影響で、花見のイベントなどは自粛するところが多いようです。東北関東大震災により被災された皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回は、法律相談でしばしば相談を受ける相続放棄、とくに保険金請求権との関係について少し考えてみましょう。

平成23年3月

弁護士 政次 秀夫  
事務局 川端広美・井上はるみ

## 相続放棄

### ～保険金は受け取れる？～

(問) 父親が多額の借金を残して交通事故で死亡したので、相続放棄の手続きをとりました。父親は生命保険に入っていたのですが、相続放棄をした以上、生命保険金を受け取ることはできないのですか。

(答) ケースを分けて考える必要があります。

①保険契約または約款で特定の受取人が指定されている場合

この場合は、保険金請求権は相続財産とはならず、指定された者は固有の権利として保険金請求権を取得します。

したがって、指定された者は、相続放棄をしても、保険金を受け取る権利があります。

(右上へ)

②保険契約または約款で受取人が「相続人」と抽象的に指定されている場合  
①と同じ。

③受取人が「被相続人」と指定されている場合

この場合は、保険金請求権は相続財産に含まれます。

したがって、相続放棄すると、保険金を受け取る権利はありません。

(問) 上記の例で、父親には自賠責保険から3000万円の保険金がでるようなのですが、相続を放棄した以上、このお金を受け取ることはできないのですか。

(答) この3000万円の請求権は、被相続人が不法行為によって取得した損害賠償請求権ですから、相続財産に含まれます。

したがって、相続放棄すると、このお金を受け取る権利はありません。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。次回からFAX送信を中止の場合は、恐縮ですが、加地和法律事務所までお電話かFAXにてご連絡下さいませ。

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告⑦)